

福岡県医師会第341号(地)

平成16年5月14日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



学校保健法施行規則の一部改正及び
定期健康診断における結核健康診断について

学校保健法施行規則の一部を改正する省令(平成16年4月1日文科ス第35号)が公布され、平成16年4月1日から施行される旨、日本医師会より別添のとおり、通知がありましたのでお知らせいたします。

今回の改正の趣旨は、就学時の健康診断について、就学に関する手続きの実施に支障がない場合にあっては、三月前までの間に行うことができるよう改めたこと。また、就学時の健康診断を実施した後に、当該健康診断を受診していないものが転入した場合、すみやかに健康診断を行うという趣旨を明確化したものであります。

定期健康診断における結核健康診断につきましては、最新の状況にあわせ、WHOが示す高まん延国を示したものです。

つきましては、本件に関しご了解いただき、学校医等への周知方につきましてご高配下さいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明



(地Ⅱ 12)

平成 16 年 4 月 26 日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

雪 下 國 雄

学校保健法施行規則の一部改正及び定期健康診断における結核健康診断について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成16年4月1日文科ス第35号）が公布され、平成16年4月1日から施行されました。

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長より、本会宛てに、周知方の依頼がありましたので、その写しをお送り申し上げます。

改正の趣旨は、就学時の健康診断について、就学に関する手続きの実施に支障がない場合にあっては、三月前までの間に行うことができるよう改めたこと。また、就学時の健康診断を実施した後に、当該健康診断を受診していないものが転入した場合、すみやかに健康診断を行うという趣旨を明確化したことであります。

定期健康診断における結核健康診断につきましては、最新の状況にあわせ、WHOが示す高まん延国を示したものです。

本件に関しご了解いただくとともに、学校医等への周知方よろしくお願い申し上げます。





事 務 連 絡

平成16年4月14日

社団法人日本医師会 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校保健法施行規則の一部改正及び定期健康診断における
結核健康診断について

標記については、別添のとおり通知及び事務連絡を発出しましたので、貴会におかれましては、この趣旨を御理解いただき、学校医の指導助言のもとに適切に行われるよう特段の御配慮をお願いいたします。

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
学校保健係

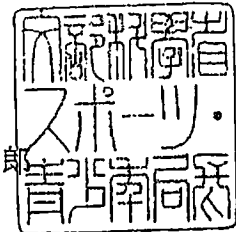
TEL：03-5253-4111（代）（内線2918、2976）



16文科ス第35号
平成16年4月1日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長 殿
各 国 立 大 学 法 人 学 長

文部科学省スポーツ・青少年局長
田 中 壮 一



(印影印刷)

学校保健法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり学校保健法施行令（以下「政令」という。）の一部を改正する政令（平成16年政令第142号）が制定され、平成16年4月1日に公布され、平成16年4月1日から施行されました。

その概要は下記のとおりですので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

また、都道府県教育委員会教育長におかれましては、域内の市町村教育委員会に対して、この旨を周知徹底されますよう併せてお願いします。

記

1 政令第一条関係

（1）改正内容

就学時の健康診断について、就学に関する手続の実施に支障がない場合にあっては、三月前までの間に行うことができるよう改めたこと（第1項関係）。

また、就学時の健康診断を実施した後に、当該健康診断を受診していない者が転入した場合、すみやかに健康診断を行うという趣旨を明確化したこと（新第2項関係）。

（2）就学時の健康診断を実施するに当たっての留意事項

就学時の健康診断の実施に当たっては以下の事項に留意すること。

- 一 就学時の健康診断を12月1日以降に実施する市町村教育委員会にあっては、就学時の健康診断の実施計画を作成するに当たって当該健康診断に基づく就学指導等が適切に行われるよう特に配慮し、障害のある児童生徒の就学に支障をきたすことのないよう万全を期すること
- 二 障害のある児童の就学に当たっては、早期相談の充実に努めるなど適切な就学指導を実施すること

学校保健法施行令の一部を改正する政令要綱

一 就学時の健康診断について、翌学年の初めから三月前までの間に行うことができるようにすること。（

第一条関係）

二 学校病として定める齲^う歯について、その治療方法を限定する部分を削除すること。（第七条関係）

三 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の学校保健法施行令第七条第五号の規定は、

平成十六年四月一日から適用すること。（附則関係）

政令第四百四十二号

学校保健法施行令の一部を改正する政令

内閣は、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十条第二項及び第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

学校保健法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四月前」の下に「（同令第五条、第七条、第十一条、第十四条、第十五条及び第十八条の二に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、三月前）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市町村の教育委員会は、同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者（学校教育法施行令第五条第一項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。）が記載された場合において、当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学前の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、すみやかに就学時の健康診断を行うものとする。

第七条第五号中「（乳歯にあつては抜歯により、永久歯にあつてはアマルガム充填^{てん}、複合レジン充填^{てん}又は銀合金インレーによりそれぞれ治療できるものに限る。）」を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の学校保健法施行令第七条第五号の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

理 由

就学事務の実施時期について就学事務に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、就学時の健康診断の弾力化を図ることができるとするほか、最近における齲^う齒^きの治療の実態にかんがみ、小学校、中学校等の児童又は生徒が受けた齲^う齒^きの治療で、医療費補助の対象となるものの制限を廃止する必要があるからである。

学校保健法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

○学校保健法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（就学時の健康診断の時期） 第一条 学校保健法（以下「法」という。）第四条の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前（同令第五条、第七条、第十一条、第十四条、第十五条及び第十八条の二に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあっては、三月前）までの間に行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、市町村の教育委員会は、同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者（学校教育法施行令第五条第一項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。）が記載された場合において、当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学前の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、すみやかに就学時の健康診断を行うものとする。 （法第十七条の政令で定める疾病） 第七条 法第十七条の政令で定める疾病は、次の各号に掲げるものとする。 一―四 （略） 五 齲齒 （以下略）	（就学時の健康診断の時期） 第一条 学校保健法（以下「法」という。）第四条の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前までの間に行うものとする。 （法第十七条の政令で定める疾病） 第七条 法第十七条の政令で定める疾病は、次の各号に掲げるものとする。 一―四 （略） 五 齲齒（乳齒にあつては抜齒により、永久齒にあつてはアマルガム充填、複合レジン充填又は銀合金インレーによりそれぞれ治療できるものに限る。） （以下略）

学校保健法施行令の一部を改正する政令参照条文

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第二十二條 保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）は、子女の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子女が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 前項の義務履行の督促その他義務に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○ 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）（抄）

（就学時の健康診断）

第四條 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二條第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たつて、その健康診断を行わなければならない。

第五條 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基き、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第二十二條第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は盲学校、聾学校若しくは養護学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

（健康診断の方法及び技術的基準等）

第十條 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。

2 第四條から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第四條の健康診断に関するものについては政令で、第六條及び第八條の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 前二項の文部科学省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（地方公共団体の援助）

第十七條 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療

の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者をいう。）で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

（国の補助）

第十八条 国は、地方公共団体が前条の規定により援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）

（用語の定義）

第六条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとはいえないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4 この法律において「金銭給付」とは、金銭の給与又は貸与によつて、保護を行うことをいう。

5 この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

○ 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学齢簿の編製）

第一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童（学校教育法（以下「法」という。）第二十三条に規定する「学齢児童」をいう。以下同じ。）及び学齢生徒（法第三十九条第二項に規定する「学齢生徒」をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。

2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。

3 市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、第一項の学齢簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

4 第一項の学齢簿に記載（前項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、文部科学省令で定める。

第二条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第一項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

（入学期日等の通知、学校の指定）

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第二十二條第一項又は第三十九條第一項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

一 就学予定者のうち、盲者（強度の弱視者を含む。）、聾者（強度の難聴者を含む。）、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その心身の故障が、第二十二條の三の表に規定する程度のもの（以下「盲者等」という。）以外の者
二 盲者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の心身の故障の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第五十一條の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六條の三、第六條の四、第七條、第八條、第十一條の二、第十二條第三項及び第十二條の二において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、第九條第一項の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

（盲学校等への就学についての通知）

第十一條 市町村の教育委員会は、第二條に規定する者のうち盲者等について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。ただし、認定就学者については、この限りでない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第一條第三項の規定により磁気ディスクをもつて学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類）を送付しなければならない。

（盲学校等の入学期日等の通知、学校の指定）

第十四條 都道府県の教育委員会は、第十一條第一項（第十一條の二、第十一條の三、第十二條第二項及び第十二條の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等、第十八條の通知を受けた学齢児童及び学齢生徒並びに盲学校、聾学校又は養護学校の新設、廃止等によりその就学させるべき盲学校、聾学校又は養護学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一條第一項（第十一條の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めか

ら二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに盲学校、聾学校又は養護学校の入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する盲学校、聾学校又は養護学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき盲学校、聾学校又は養護学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、第十七条の届出のあつた児童生徒等については、適用しない。

第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき盲学校、聾学校又は養護学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき盲学校、聾学校又は養護学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した学校を通知しなければならない。

○ 学校保健法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）（抄）

（就学時の健康診断の時期）

第一条 学校保健法（以下「法」という。）第四条の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前までの間に行うものとする。

（検査の項目）

第二条 就学時の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

一 栄養状態

二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無

三 視力及び聴力

四 眼の疾病及び異常の有無

五 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無

六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

七 その他の疾病及び異常の有無

（保護者への通知）

第三条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行うに当つて、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を法第四条に規定する者の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者（以下「保護者」という。）に通知しなければならない。

（就学時健康診断票）

第四条 市町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行つたときは、文部科学省令で定める様式により、就学時健康診断票を作成しな

ければならない。

2 市町村の教育委員会は、翌学年の初めから十五日前までに、就学時健康診断票を就学時の健康診断を受けた者の入学する学校の校長に送付しなければならない。

(法第十七条の政令で定める疾病)

第七条 法第十七条の政令で定める疾病は、次の各号に掲げるものとする。

一 トラコーマ及び結膜炎

二 白癬、疥癬及び膿痂疹

三 中耳炎

四 慢性副鼻腔炎及びアデノイド

五 齲齒(乳齒にあつては抜齒により、永久齒にあつてはアマルガム充填、複合レジン充填又は銀合金インレーによりそれぞれ治療できるものに限る。)

六 寄生虫病(虫卵保有を含む。)

(法第十七条第二号の政令で定める者)

第八条 法第十七条第二号の政令で定める者は、当該義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。)を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第二項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)に準ずる程度に困窮していると認める者(以下「要保護者」という。)とする。

2 教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員会(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。

(補助の基準)

第九条 法第十八条第一項の規定による国の補助は、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。)の別並びに要保護者又は準要保護者の別により、文部科学大臣が毎年度定める児童及び生徒一人一疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県に係る場合にあつては次項の規定により文部科学大臣が当該都道府県に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額、市町村に係る場合にあつては第三項の規定により都道府県の教育委員会が当該市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額の二分の一を限度として、法第十七条の規定による援助に要する経費の額の二分の一について行うものとする。

2 文部科学大臣は、毎年度、別表イ及びロに掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒の被患者の延数を各都道府県に配分し、その配分した数を各都道府県の教育委員会に通知しなければならない

い。

3 都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、文部科学大臣が、別表ハ及びニに掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒の被患者の延数を基準として各都道府県ごとに定めた児童及び生徒の被患者の延数を、各市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒並びにそのうち教育扶助を受けている者の数を勘案して、各市町村に配分し、その配分した数を文部科学大臣及び各市町村の教育委員会に通知しなければならない。

4 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

事 務 連 絡
平成16年4月5日

附属学校を置く各国立大学法人事務局
国立久里浜養護学校
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御中
各都道府県私立学校主管課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

定期健康診断における結核健康診断について

標記については、平成15年度に発行しました「定期健康診断における結核検診マニュアル」を参照していただいているところです。その中で外国での居住歴については、WHOの示す高まん延国に基づき、検討を要する該当国を示しておりますが、今般、各国の最新の結核の状況をかんがみ、該当国を下記のとおりといたしますので、お知らせします。

ついては、各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校主管課においては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校並びに学校法人等に対しても周知するようお願いします。

記

アフリカ全域、アフガニスタン、イラク共和国、インド、インドネシア共和国、エクアドル共和国、カザフスタン共和国、カンボジア王国、キルギス共和国、ジブチ共和国、スーダン共和国、ソマリア民主共和国、タイ王国、タジキスタン共和国、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ドミニカ国、ネパール王国、ハイチ共和国、パキスタン・イスラム共和国、パプアニューギニア、バングラデシュ人民共和国、フィリピン共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ペルー共和国、ボリビア共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、モルドバ共和国、モロッコ王国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国、ルーマニア、ロシア連邦

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課学校保健係

TEL 03-5253-4111(内2918、2976)

FAX 03-6734-3794